

介護保険 特定福祉用具購入の手引き

令和8年4月版

出雲市役所

高齢者福祉課 介護給付係

TEL : 0853-21-6972

目次

1. 特定福祉用具購入について.....	3
(1) 制度の概要.....	3
(2) 対象要件.....	3
(3) 支給限度基準額.....	3
(4) 支払方法と支給限度基準額.....	3
(5) 貸与と販売の選択制について.....	4
(6) 対象となる福祉用具.....	4
(7) 支給申請手続き.....	6
2. 同一品目の再購入について.....	8
(1) 再購入等の条件.....	8
(2) 留意点.....	8

1. 特定福祉用具購入について

(1) 制度の概要

特定福祉用具(以下「福祉用具」という。)購入とは、介護認定を受けている方が、可能な限り自立した生活を送り、入浴や排泄の本人及び介護者の負担を軽減するために、都道府県から指定を受けた指定特定(介護予防)福祉用具販売事業者から購入するものです。また、福祉用具の購入に要した費用のうち、1割～3割の自己負担分を除いた部分については、福祉用具購入費として市から支給されます。

(2) 対象要件

以下の要件をすべて満たす場合に支給申請をする事ができます。

- ・ 特定福祉用具販売の業者として指定を受けたお店で購入する。
- ・ 購入日(代金を完済した日)時点で出雲市の要介護(支援)認定を受けている。
- ・ 申請者本人が在宅である。(入院・入所・外泊は原則不可)
※要介護(支援)認定の申請中(新規・区分変更)の方は、要介護(支援)の認定区分が確定するまで支給申請をすることができません。

(3) 支給限度基準額

福祉用具購入費の支給限度基準額は、消費税込みで10万円です。

(毎年4月1日から翌年3月31日までが基準期間となり、1年ごとに支給限度基準額がリセットされます。)

支給金額は、利用者の負担割合に応じた自己負担額を除いた金額となります。

支給限度基準額を超えた場合、超えた費用については全額自己負担となります。

(例)令和6年7月にポータブルトイレ(5万円)を購入。

令和7年5月に浴槽台(3万円)を購入。

令和6年7月時点⇒支給限度基準額(10万円)－ポータブルトイレ(5万円)＝残額(5万円)

令和7年4月時点⇒**支給限度基準額がリセット**

令和7年5月時点⇒**支給限度基準額(10万円)**－浴槽台(3万円)＝残額(7万円)

(4) 支払方法と支給限度基準額

支払方法には、償還払い方式と委任払い方式の2種類があります。

償還払い方式

利用者が一度、購入費用の全額を販売事業所に支払い、自己負担分の金額を除く給付対象部分の金額を、後日、市から利用者へ給付します。

受領委任払い方式

販売業者の合意のもと、利用者は自己負担分の金額のみ(購入費用の1割～3割)を販売業者に支払い、残りの保険給付対象の費用(販売費用の9割～7割)を、後日、市から販売業者に支払います。

※請求日から2年間を経過しても支給申請が行われない場合は、支給できません。

あらかじめご了承ください。

(5) 貸与と販売の選択制について

令和6年4月1日から利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全性を確保する観点から、一部の用具について貸与と購入の選択制が導入されました。

〈選択制の対象となる福祉用具種目〉

- ・ スロープ
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助杖



貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供について

福祉用具の提供にあたっては、利用者が貸与と販売を選択できることについて説明し、それぞれのメリット、デメリット、選択にあたって必要な情報を利用者に提供しなければなりません。また、必要な情報提供を行ったことを、福祉用具貸与・販売計画・居宅サービス計画・モニタリングシート等に記録してください。

利用者が選択を行う際に必要な情報（例）

- ・ 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- ・ サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- ・ 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・ 長期利用が見込まれる場合、販売の方が利用者負担額を抑えられること
- ・ 短期利用が見込まれる場合は、適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- ・ 国が示している福祉用具の平均的な利用月数

貸与・購入の選択制となっている福祉用具を販売した事業所は、次の(ア)及び(イ)を行う必要があります。

(ア) 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認すること。

(イ) 利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するように努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等(メンテナンス)を行うよう努めること。

〈参考資料〉 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ

① 「福祉用具サービス計画書」

https://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html

② 「ガイドライン」

https://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/2025_g_index.html

対象となる福祉用具

種 類	機 能 または 構 造 等
腰掛便座	次のいずれかに該当するもの ① 和式便座の上に置いて腰掛け式に変換するもの ② 洋式便座の上に置いて高さを補うもの ③ 電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ④ ポータブルトイレ（居室に置いて利用可能なもの）
自動排泄処理装置の交換可能部分	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの （専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連商品は除く）
排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を本人または介護者に自動で通知するもの （専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連商品を除く）
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、本人又は介護者が容易に使用できるもの
入浴補助用具	入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具で、次のいずれかに該当するもの ① 入浴用いす 座面の高さがおおむね35cm以上のものまたは、リクライニング機能を有するもの ② 浴槽用手すり 浴槽のふちを挟み込んで固定することができるもの ③ 浴槽内いす 浴槽内において利用することができるもの ④ 入浴台 浴槽のふちにかけて浴槽への出入りを容易にできるもの ⑤ すのこ（浴室・浴槽内） 浴室・浴槽内において、浴室の床の段差解消、浴槽の底面の高さを補うことができるもの ⑥ 入浴用介助ベルト 居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するもので、浴槽への出入り等を容易に介助できるもの
簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもので、取水または排水のために工事を伴わないもの
移動リフトのつり具の部分	身体に適合し、移動用リフトに連結可能なもの
スロープ※	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの（便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型の物は除く）
歩行器※	脚部がすべて杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器（車輪・キャスターがついている歩行車は除く）
歩行補助つえ※	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットフォームクラッチおよび多点杖に限る（松葉づえは除く）

※令和6年4月1日以降に購入したものに限る。

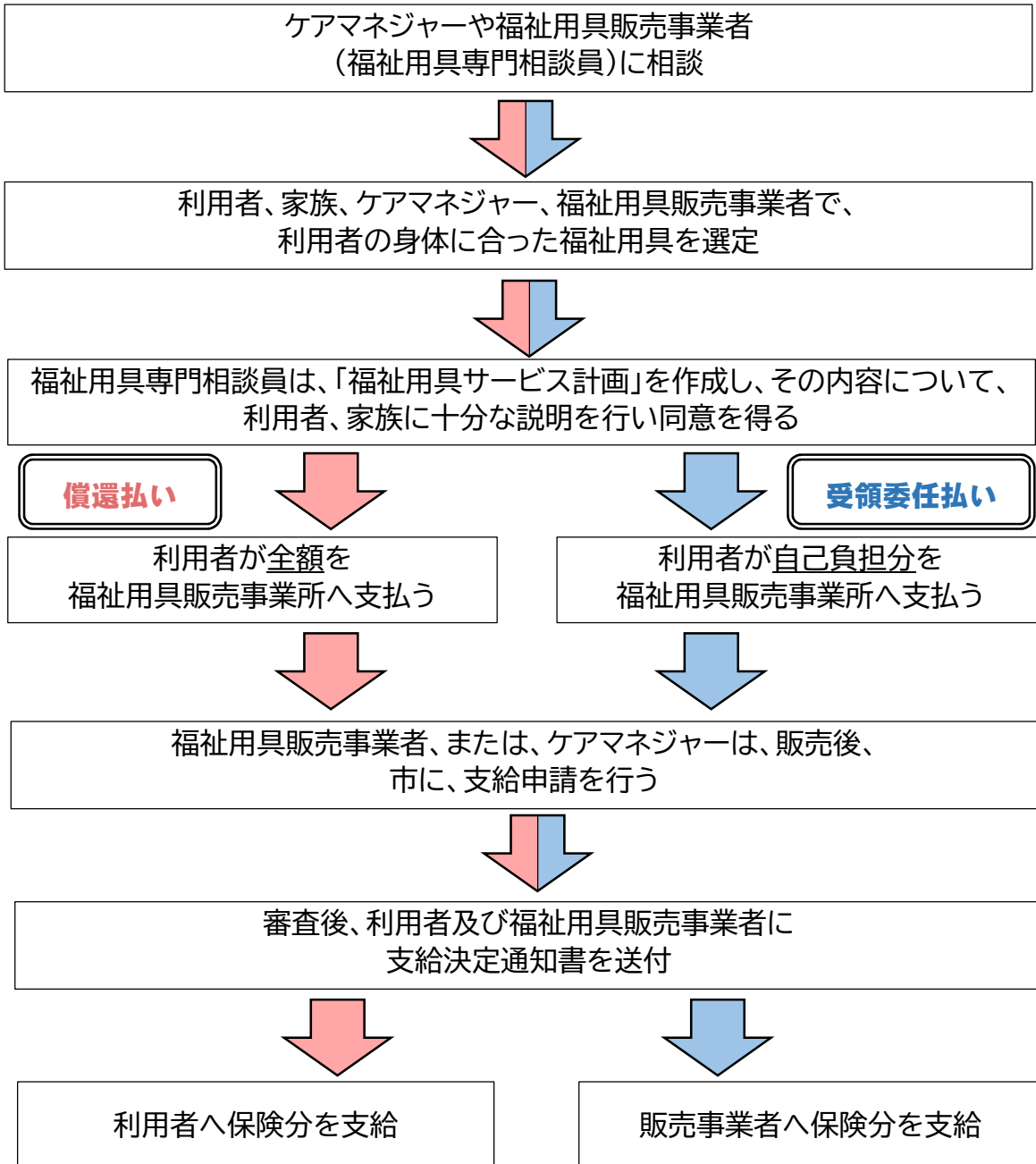
(6)支給申請手続き

【支給申請に必要な書類】

	必要書類	留意点
①	介護保険居宅介護(介護予防) 福祉用具購入費支給申請書	・「理由」欄に、本人の身体状況(病名、現在困っている動作等)を詳しく記入してください。 また、 設置場所や使用場所等を詳しく記入 してください。
②	領収証 (委任払いの場合は請求書)	・宛名は被保険者氏名(フルネーム)のもの。 ・写しでもかまいません。請求書は原本。
③	委任状(委任払いの場合)	・被保険者の住所、氏名、印鑑が記入されているもの。 ・受任者の事業者名・代表者名と請求書の事業者名・代表者名が同じであること。
④	購入した福祉用具のパンフレット等の写し	・写真、名称、TAISコード、製造業者、金額が記載されているもの。
⑤	居宅サービス計画書(1)(2)／ 介護予防サービス支援計画表の写し	・購入日以前の日付、被保険者の同意署名が記入されているもの。 ・暫定のケアプラン期間内に購入した場合は、 暫定ケアプランの写しを提出 してください。
⑥	福祉用具サービス計画書の写し (スロープ、歩行器、歩行補助杖を購入する場合)	・「貸与、購入の選択制対象福祉用具に関する説明及び提案をしたこと」及び「計画を交付し、同意を得ていること」が確認できるもの。 ・購入日以前の同意日、被保険者の署名が記入されているもの。

◎ ケアプラン同意日 ≤ 購入日 ≤ 請求日・領収日 ≤ 委任日(委任払いの場合) ≤ 申請日

【支給申請の流れ】



2. 同一品目の再購入について

介護保険法施行規則第70条第1項の規程によると、利用者が購入した特定福祉用具に対し、既に居宅介護福祉用具購入費が支給されている場合、原則、同一品目となるため支給しない(再購入できない)ものとされています。

ただし、同条第2項において「当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認められるときは、この限りではない。」と保険者が必要と判断すれば再購入できることとなっています。

(1) 再購入等の条件

例外的に、同一品目の福祉用具を再購入する場合は、以下の条件のうちいずれかを満たしている必要があります。

- ① 前回の購入日時点と比較して、利用者本人の身体状況が著しく変化した場合
- ② 以前購入した福祉用具が破損した場合(汚染、故意や過失による破損は除く)
- ③ その他特別な事情がある場合

(2) 留意点

- ・ 再購入前に、部品交換が可能かどうか、販売業者に確認してください。
- ・ 再購入を希望される場合は、購入前に高齢者福祉課へ確認してください。
事前に相談がなく、破棄されて用具の状態が確認できない場合には、支給できないことがありますのでご注意ください。
- ・ 再購入を希望される場合は、別紙「特定福祉用具の同一品目の再購入に係る理由書」をご提出ください。また、可能な限り、「破損状態の分かる写真」も添付してください。

以下の一覧は、再購入の場合の追加書類

①	特定福祉用具の同一品目の再購入に係る理由書	・前回購入した福祉用具の詳細を、分かる範囲で記入してください。
②	破損状態の分かる写真 ※可能な限り添付をお願いします。	・撮影年月日が分かるようにすること。 ただし、カメラに日付機能が無い場合は、日付及び被保険者氏名を記載した紙と一緒に収めて撮影したものでも良い。